

土地改良法（昭和24年法律第195号）第95条第3項において準用する同法第8条第1項の規定により、金倉川西地区共同施行が土地改良事業（単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）金倉川西地区）を行うことについて令和6年9月12日適当と決定した。

その関係書類を丸亀市産業生活部農林水産課において令和6年9月26日から同年10月16日まで縦覧に供する。

令和6年9月20日

香川県知事 池 田 豊 人